



長野労働局発表 (30-16)
平成30年6月12日

担 当	長野労働局	長野県
	雇用環境・均等室	産業労働部 労働雇用課
	雇用環境改善・均等推進監理官	課長 青木 隆
	池上 仁	担当 福井 祥太郎
	室長補佐 小林 忠	
	電話：026-223-0551	電話：026-235-7118
	Fax：026-227-0126	Fax：026-235-7327

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン実施中

ー長野県との合同出張相談を各大学で開催しますー

長野労働局（局長 石田 茂雄）では、昨年度に引き続き県内の大学生等を対象に、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しております。

今年度も、長野県との合同出張相談等を行うとともに、昨年度と同様に長野労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置するほか、学生向けに必要な知識を得るためのクイズ形式のリーフレットやポスターの配布や掲示による周知・啓発などを行います。

<出張相談の詳細>

1 公立大学法人 長野大学

(1) 日時 平成30年6月19日(火) 午前11時から午後3時まで

(2) 場所 上田市下之郷658-1 学生食堂

(同時開催の「ショート労働法セミナー」も同場所)

2 国立大学法人 信州大学 松本キャンパス

(1) 日時 平成30年6月20日(水) 午前11時から午後3時まで

(2) 場所 松本市旭3-1-1 全学教育機構(南校舎1階) 学生コミュニケーションスペース

(同時開催の「ショート労働法セミナー」も同場所)

3 公立大学法人 長野県立大学 三輪キャンパス

(1) 日時 平成30年6月27日(水) 午前10時30分から午後3時まで

(2) 場所 長野市三輪8-49-7 1階ショールーム

(同時開催の「ショート労働法セミナー」も同場所)

4 その他

(1) 出張相談日に出張相談状況等の取材をご希望の場合は、別添により事前登録をお願いします。

(2) 出張相談日の写真撮影等につきましては、学生のプライバシーにご配慮いただき、係員の指示によりご対応いただくようお願いいたします。

< 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要 >

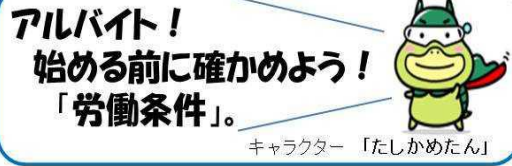
1 実施期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日

(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

2 重点的に呼びかける事項

- (1) 労働条件の明示
- (2) 適切な勤務シフトの設定
- (3) 労働時間の適正な把握
- (4) 商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- (5) 労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止



3 主な取組内容

- (1) 大学等へ呼びかけ長野県との合同出張相談の実施
- (2) 学生用のクイズ形式のリーフレットやアルバイトのトラブルについてイラストで分かりやすくしたポスター等の大学等での配布や掲示による周知・啓発
- (3) 長野労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに、「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

長野労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 あて
(FAX 026-227-0126)

出張相談日の取材事前登録票

報道機関名	氏名	電話番号	取材場所 (○を付してください)
			長野大学・信州大学(松本)・県立大学
			長野大学・信州大学(松本)・県立大学
			長野大学・信州大学(松本)・県立大学
			長野大学・信州大学(松本)・県立大学

6月18日(月)までにお願ひします。

こんな事で困っていませんか?

お店が忙しくて
休憩がもらえません



学校のテストがある日も
シフトを入れられて
しまいます



開店の準備や
片付けの時間の
給料がもらえません



店長から
食事に行こうと
しつこく誘われます



売れ残った商品を
買い取られて言われます



代わりを見つけないと
バイトを辞めさせて
もらえません



おかしい!!と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索 アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>



電話で相談 総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置予定
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



労働条件相談ホットライン(電話での相談は...)
月～金：午後5時～午後10時 土・日：午前9時～午後9時

はい！ いろいろ
 **0120-811-610**

8つのテーマに、役立つ情報が満載

「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryou/index.html>



君は何問正解できるか?

クイズのヒントは『「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～』の
テーマ1～8の中にあります



アルバイト代関係	①街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は830円で研修中は820円みたいです。このお店がある県の最低賃金は823円ですが、研修中はいろいろ教えてもらうんだから時給が低くてしょうがないと思っています。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ8
	②店長に言われて開店の準備や片付けをしていますが、お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短いし、アルバイト代は払わないことになっていると言われました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。 ○か×か。	⇒ テーマ2
	③仕事中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてましたが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ8
	④アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いていることに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入れるべきですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ2
	⑤アルバイト先には「遅刻をしたら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われないのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いので「罰金」も払わなければいけないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2
時間関係	⑥週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくても仕方ないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ7
	⑦「アルバイトの人が足りないんだから、店が困らないように協力するのは当たり前だ。」とお店から言われました。その日はもともとシフトに入らないことになっている曜日なんですが、テストがあって絶対に休めないのに無理矢理シフトを入れられて困っています。お店は大変だろうけど、私もテストを受けないと進級できなくなっちゃうかもしれないし、テストを休んでまでアルバイトに行くのはおかしいですね。 ○か×か。	⇒ テーマ3 テーマ8
退職・解雇関係	⑧余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代替わりの人を見付けるまで辞めさせない。」と言われてしまいました。確かに代替わりがないとお店は困るかもしれないので、自分で代替わりを見付けてから辞めるしかないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ8
その他	⑨仕事中にけがをしてしまいました。会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ」と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ8

クイズの解説も『「働くこと」と「労働法」』に載っています。



「働くこと」と「労働法」

～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryoku/index.html>

【クイズの答え】 ①× ②○ ③× ④○ ⑤× ⑥× ⑦○ ⑧× ⑨×



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」
 キャラクター「たしかめたん」